

当てはまったら要チェック 国民年金と国民健康保険のいろいろ

☎ 国保年金課給付係・賦課係 ☎ 575-1198

さまざま
な制度
をお知らせ
します



国保年金課
くさか えみり
日下 映美里

20歳になったら国民年金

国民年金は老後の生活などを現役世代みんなで支える制度です。将来の自分のために備えましょう。

そもそも国民年金って？ 20歳～60歳を迎えるまで、厚生年金に加入している期間以外は国民年金に加入します。国民年金は国が運営するため、年金の給付は生涯保証されます。

老後だけではない「備え」 65歳から支給される老齢基礎年金のほか、事故や病気で障害が残ったときの「障害基礎年金」や万が一の場合に家族に支給される「遺族基礎年金」もあります。

学生納付特例制度 学生で、「本人」の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予されます。

保険料免除・納付猶予制度 学生以外で、「本人」、「配偶者」、「世帯主」の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が免除・猶予されます。

免除・猶予該当者は追納を 学生納付特例、保険料免除・納付猶予制度に該当した場合は、将来受け取る年金額が少なくなります。該当した人は将来のために後から追納しましょう。

☎ 東北福島年金事務所 ☎ 535-0141

国保脱退の手続き

国民健康保険に加入している人が他保険（社会保険等）に加入した場合、国民健康保険を脱退する必要があります。手続きが必要と思われる対象者の世帯に、随時、勧奨通知を送付しています。

※お手続きがない場合、保険税が課税されたままになります。

※保険証を誤って使用した場合、伊達市より医療費の保険者負担分を請求することがあります。

受付先 国保年金課（中央棟1階）または各総合支所市民福祉係（保原を除く）

持参物

- ・新規に加入した健康保険の保険証
- ・これまで使用していた国民健康保険証（お持ちの場合）
- ・来庁者の顔写真付き本人確認書類
- ・委任状（別世帯の代理人が来庁する場合）

健活はじめましょう！

特定健診の結果送付・特定保健指導

令和5年度の特定健診結果を随時送付しています。特定健診結果の内容をよくご覧いただき、生活習慣を見直すなどの対応をお願いします。

基準値以上の人には、市の保健師および栄養士が直接訪問する特定保健指導の通知を発送しています。

☎ 健康推進課地域保健係 ☎ 576-3736

健診結果提供事業（みなし健診）

伊達市国民健康保険に加入する年度末年齢40歳から74歳の方を対象に、医療機関で人間ドックなどを受診した検査結果などの提供をお願いしています。提供いただいた人へ、QUOカード1,000円分を贈呈します。提出期限は2月20日④です。

詳細は国保年金課給付係へお問い合わせください。

後期高齢者医療（医療費通知） 「医療費のお知らせ」

医療費のお知らせとは？ 皆さまの医療費や健康に関する理解を深めていただくため、受診された医療機関からの請求書に基づき、毎年1回「医療費のお知らせ」を送付しています。お手元のお知らせが届きましたら、内容をご確認の上、ご不明な点をご連絡ください。

対象 令和5年1月～12月の間に保険診療を受けた福島県後期高齢者医療広域連合の被保険者

通知時期 令和6年2月下旬から順次発送

☎ 福島県後期高齢者医療広域連合 ☎ 528-9025

産前産後期間の国民健康保険 税が免除されます

令和6年1月1日より、出産する国保被保険者の保険税の所得割額・均等割額が産前産後期間の4カ月分（多胎妊娠の場合は6カ月分）免除されます。免除にあたり、所得制限はありません。

詳しくはこちら▶

